



老指発1117第2号 平成23年11月17日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室



介護サービス事業者の法令遵守の徹底について

平素より、介護保険制度の円滑な推進につきまして、ご尽力を賜り、厚く御礼申 し上げます。

さて、先般、新聞等で報道されたとおり、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の複数の施設を運営する医療法人において、長期にわたり人員基準を満たしていないにもかかわらず、職員の水増しを行い、不正に介護報酬を受領していた等の不正事案がありました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保 険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各自治体においては、以下の点に十分に留意の上、介護サービス事業者の法令遵 守について指導を行うよう改めてお願いします。

① 計画的に集団指導及び実地指導を行うとともに、集団指導等の場を活用して、 改めて介護サービス事業者の法令遵守について周知徹底を図ること。

また、実地指導においては、ケアの質の向上に向けた指導とともに、「各種加算等自己点検シート」等を活用し、不適切な報酬請求の防止のための指導についても、引き続き実施すること。

② 指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合には、随時、適切に監査を行うとともに、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。

監査に当たっては、他の関係部局や他の自治体等関係機関と十分に連携を図る こと。